

学校いじめ防止基本方針

概要版

永明中学校の「学校いじめ防止基本方針」の概要版を掲載するにあたり、生徒の安心・安全な日常生活を保障する立場にある校長として、以下のことを改めて全職員で確認しました。

- 1 朝、自らの子どもを学校へ送り出すとき、どの家庭においても、家人は皆「今日も学校生活を楽しんでおいで」という願いを、声に出さずとも、子どもたちの背中に投げかけているものである。そして、我々学校で生徒の指導に関わるものたちは、家人のその切実な願いを実現する責務を担っている。この覚悟無くして我々は生徒の前に立つことはできないであろう。
- 2 多様な生徒たちが、共に生活を送る学校という組織の中では、当然互いの思いがぶつかり、時としていじめや差別が発生する。我々は、該当する生徒たちの悲しさや切なさに真摯に寄り添うとともに、一方で、事案の前向きな解決の先には、必ずや生徒たちの今後の生きる力の獲得があるものと信じ、職員一同、生徒とともに解決の方向を目指して進む姿勢を貫きたい。

今回の「学校いじめ防止基本方針の概要版」の掲載にあたり、本校の取り組み内容の詳細につきましては、学校へ直接お問い合わせいただきたいと思います。

永明中学校区めざす子ども像 「相手に生きる私」

（相手の気持ちや立場になって考える私）」を大切にし、共に学ぶ相手の輝きを知り、そこに私自身の輝きを重ねられる子どもをめざします。

「相手に生きる私」実現のため

【本校で願う生徒像】学校教育目標「響き合い 磨き合い 誠実に生きる」

響き合い：多様性を認め合い、互いの思いを感じ、敬い合う心の響き合い 「敬愛」

磨き合い：学習やスポーツ、生徒会活動など、削り合うのではなく、自分も一人の人間として輝くために努力し、友と切磋琢磨することによって、みんなが輝けるように努力すること 「努力」

誠実に生きる：自分にも、相手にも誠実に生きていくという永中に引き継がれてきている精神「誠実」

本校生徒に引き継がれている精神

自分の頭で考え、判断し、行動することを大事にした生活。人との違いを受け止められる自分。

I 基本姿勢

【いじめに対する本校の構え】 いじめ見逃し「0」を全職員で取り組みます。

我が子の幸せな学校生活を願い信じて、家を送り出す生徒のご家族の思いに心を寄せ、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨に乗っ取り以下のような構えで、全職員が共通意識を持って、下に定義されたいじめに対する対応をおこなうものとする。

- ・いじめの事実については、詳細まで確認し、我が子を案ずる保護者の気持ちに寄り添って事実を徹底的に明らかにする姿勢を貫くとともに、生徒が安心して登校できる状態を全力で確保する。
- ・いじめ事案の解決の後、学校はいじめ防止の体制を見直し。改善すべき点については真摯に再発防止の歩みを進めるものとする。
- ・「自分の学級にはいじめはない」「自分の学校にはいじめはない」という構えからは、誤った解釈や事実をねじ曲げての解釈が生まれる可能性が大きい。常に謙虚に、いじめの存在を認め解決にあたる姿勢を貫く。
- ・たとえ生徒や保護者が、事実を明らかにすることを望まなかったとしても、生徒や保護者と会話を重ね、事案の詳細と学校の対応について、保護者と情報を共有し信頼関係を深められるように最善を尽くす。

【いじめの定義】

当該生徒に対して、一定の人間関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

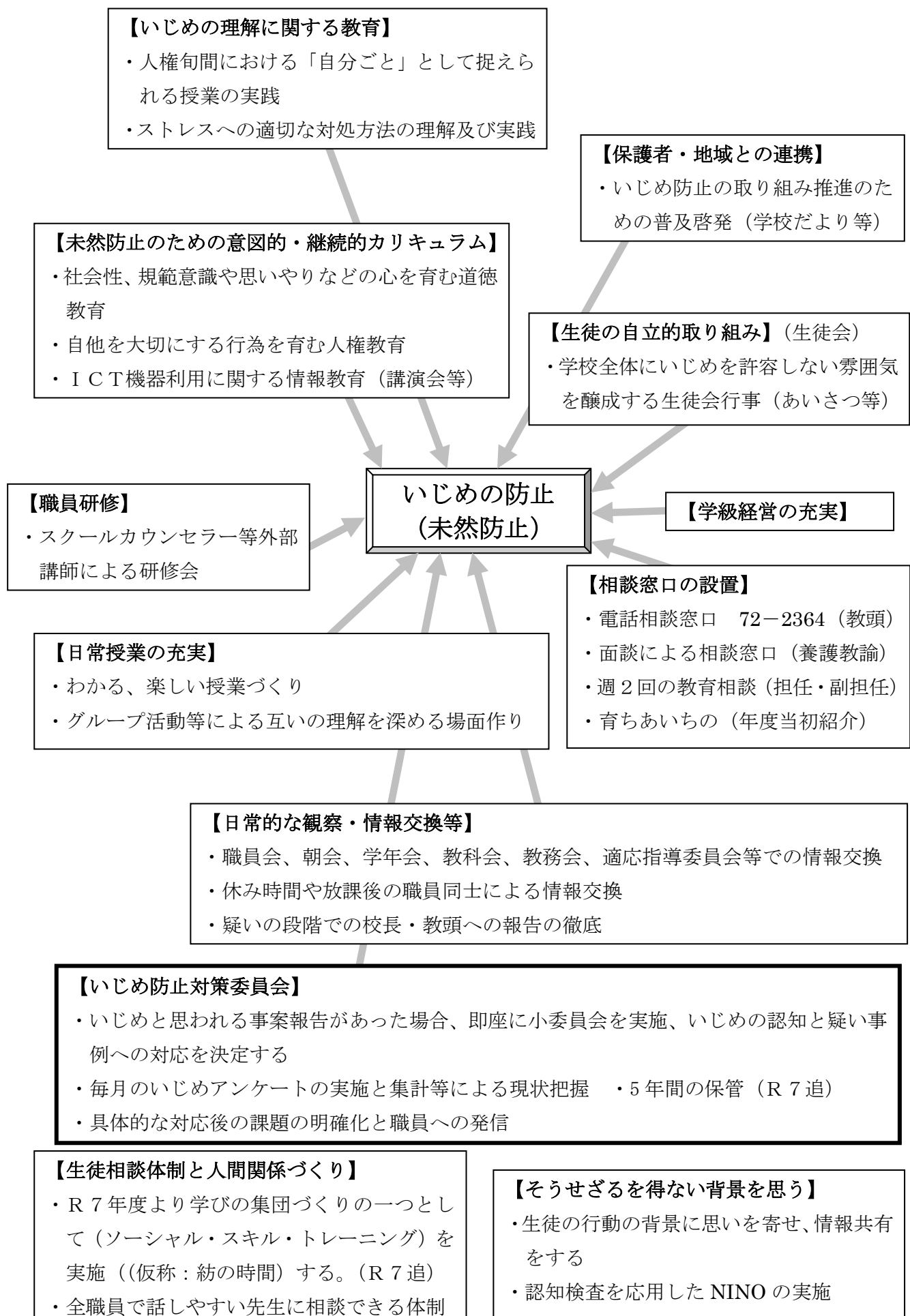
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視

【いじめに対する基本的なとらえ・共通認識】

- ・いかなる理由をつけようとも、いじめは絶対に許されず、相手にも原因があるという考え方は成立しない。
- ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。
- ・いじめはいじめを受けた生徒の心身に深刻な影響をしかも長期にわたり及ぼすものである。
- ・いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる。
- ・いじめは時間をかけて解決を図ることではなく、極めて急を要する事案である。

【ねがい】

- ・いじめが行われなくなるようにすることで、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動の中で自分らしさを発揮しながら学校生活を楽しむことができるようにしたい。
- ・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった行為のない社会作りの主体となり、社会の教育力と成熟度を高めていくことができる生徒を育てたい。



2 取り組みの中心となる組織

(1) 名 称 いじめ防止対策委員会 ※小委員会は、校内職員で即座に対応

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、S C、子どもサポート Co、茅野市 S S W、コミュニティー・スクール会長

(3) 役 割

基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成とともに、いじめの疑いに関わる情報があつた場合には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実の聴取、指導や支援の体制・対応方針などの決定と保護者との連携といった対応を組織的に実行するための中核となる。

(4) その他 (R 7 追)

①定期的(教務会を兼務)に会をもち、情報を共有し、いじめ見逃し「0」について状況の確認を行う。いじめ防止対策に関わる取組への振り返りと課題の明確化および改善点を検討する。

②いじめ発生時は、いじめ防止対策小委員会を招集し、事実関係の聴取や対応方針の決定などを行う。

Ⅲ いじめ防止(未然防止)のための取り組みの実際

1 いじめ理解に関する教育

- ・ 日常の教育活動を通して、生徒の意識の中に「許されない行為」であることの浸透を図る。
- ・ 道德等の時間を使って、いじめとはどのようなものであるか、どのような心の動きがあるかを生徒が考える授業や、自分が当事者になる可能性が常にあることを理解する指導を行う。

2 未然防止に向けた意図的・継続的カリキュラム

(1) 道德教育

- ・ 主として他の人との関わりに関することを指導の重点にし、継続的に指導する。
- ・ 新聞等で紹介されたいじめの事例を題材に、いじめにおけるそれぞれの立場の心情を考えたり、自分の行為を考えたりする指導を行う。

(2) 人権教育

- ・ 学級内の実態に誠実に目を向け、改善すべきことに正面から向かえるように指導する。
- ・ 学校行事や学年行事を通して、集団と個との関係を意識させる指導を繰り返す。

(3) 情報教育講演会

- ・ S N S に関して正しい情報モラルを身に着けることができるようにする。

3 生徒会の自立的取り組み

(1) 集会行事

- ・ 全ての集会や行事の企画が、悲しい思いをするクラスや個人が出ないように配慮されているか検討する。
- ・ 学級・学年の垣根を越えた仲間作りを意識した取り組みを構想する。
- ・ 学校生活での問題点を指摘し合い、自分の考えを発表する討論会を計画する。

(2) 日常活動の徹底

- ・ 1人1人の活動の場があるものとする。
- ・ 挨拶を広げる活動を、本部役員、学年協議会で行う。また小中学生共に重点として据える。

4 学級（学年）経営の充実

- ・自ら課題を見だし、判断し実行できる力を身につけられるように配慮する。
- ・受容的、共感的態度で生徒に接する。
- ・生徒の抱える切なさを想像し、常にそれをもとに生徒に接する。
- ・明るさ、さわやかさをもって生徒に接する。
- ・集団で楽しめたり、ほっとできたりする時間や空間をつくるように心がける。

5 授業時間における配慮

- ・生徒が自らの考えを表現する場面があり、満足感を味わえる授業を目指す。
- ・特定の生徒への嫌な雰囲気（発言のときの冷やかし、目配せ、笑い、教室の空気が変わるなど）が醸し出される瞬間がないか、常に注意を払うとともに、気になる場面ではただちに指導する。
- ・生徒の発言をつなげたり、位置づけたりする授業展開を心がける。
- ・長期欠席者の机の上にプリントが置きっぱなしにされたり、プリントが配られなかったりすることがないように配慮し、クラスのメンバー1人1人が大切にされていることが感じられるようにする。

6 SNS等の機器を介したいじめへの対応

- SNS等の機器を介したいじめ事案が表面化するとき、下記のことについて常に考えておくことが必要である。
- ・いじめが表面化した時点では、いじめを受けた生徒は相当深い傷を心に負っている。何故なら、SNSを介したいじめは、その事実が表面化するまでにはずいぶん長い時間がかかるからである。
- ・SNSの利用に関しては、今までの事例を見ると、判断力を身につける過程にいる生徒たちにその利用方法が委ねられている場合が見うけられる。保護者の協力を求める。
- ・SNS上に書き込まれたコメントや画像は消えることなく生徒の目に触れる可能性があるもので、一見問題が解決したように見えても、大人の見えないところでくすぶっている可能性がある。
- ・問題が発生した場合は学校がその解決の主体となることを考え、以下のことに配慮して指導をおこなう必要がある。
- ・実際の書き込みを保護者に依頼して学校へ持参させる等の配慮により、事実関係を的確に把握する。その際、該当生徒のみならず周辺の生徒にも聞き取りをおこない、書き込み等の収集に努める。
- ・入学説明会やPTAの会において、保護者への啓発活動を徹底しておこなう。
- ・問題が解決した後、機器を以前と同様に自由に利用できる状態が継続することのないよう保護者に協力を依頼する。

IV 早期発見の取り組み

1 早期発見のポイント

- ・日頃から生徒の様子を観察し、表情や行動などのわずかな変化を見逃さない。
- ・少しでも気になったことは、学年・学級関係なく、職員室ですぐに話題にする。
- ・気になることがあれば必ず該当者に声がけし、発見のきっかけをつかむ。

2 いじめを発見する手だて

- ・教師と生徒との日常の交流を気軽な会話の中で作るように心がける。
- ・学期に1回の相談週間を実施し、全職員で対応する。随時生徒相談を継続する。
- ・振り返りノートや放課後等の雑談により、生徒の素直な思いを聞き取る。
- ・アンケート調査を教育相談に合わせて実施する。
- ・必要に応じて養護教諭や相談員、スクールカウンセラーとの面談を位置づける。

3 いじめを訴えることの意義と手段に関する指導

次の指導を日常的に行うことを通して、いじめの早期発見につながりやすい土壌を育てる。

○いじめを指摘し訴えることは、人権と命を守ることにつながる行為であることであり、人を大切にしている行いであること。毎月実施する生活アンケート。

○担任はもとより、話しやすい教職員に伝えてよいこと 全職員による教育相談

○学校の電話番号（教頭）・保健室がいじめ相談窓口であること

○校内でなくても、身近なところに相談先があることを教えておく

「育ちあいの」へは、市役所にかけて繋いでもらえるということを伝えておく。

4 保護者や地域からの情報提供

- ・日頃から、いじめに対する学校の考え方や取り組みを学校便り等で保護者や家庭に周知し、共通認識に立っていじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに対して、謙虚な姿勢で傾聴する。
- ・学校で知り得た情報は、可能な限り保護者に知らせ、ともに問題を解決する関係を構築する。

V いじめ事案に対応する流れ

